

秋田地方最低賃金審議会

議 事 録

令和3年度 第4回

令和3年8月23日(月)開催

1 日 時 令和3年8月23日(月) 10時30分～11時10分

2 場 所 秋田合同庁舎 第1会議室

3 出席者

公益委員 5名中5名出席

赤坂 薫 伊藤慎一 臼木智昭 長岐和行 堀井 潤

労働者委員 5名中4名出席

井上正克 今井裕子 後藤正文 佐藤伸幸

使用者委員 5名中4名出席

時田祐司 堀江重久 若泉裕明 脇 正雄

[事務局] 秋田労働局

甲斐労働局長 酒井労働基準部長 鷲谷賃金室長

佐藤賃金指導官 佐々木賃金指導官 杉本賃金調査員

4 議 題

- (1) 秋田県最低賃金の改正決定に係る異議等の申出の取扱いについて
- (2) 秋田県特定最低賃金に関する特別小委員会報告及び改正決定の諮問について
- (3) その他

5 配付資料

資料番号1 秋田地方最低賃金審議会の意見に関する公示(写)

資料番号2 秋田地方最低賃金審議会の意見に関する公示に係る異議申出について

- (1) 秋田県労働組合総連合からの異議申出(写)
- (2) 秋田県春闘共闘懇談会からの異議申出(写)
- (3) 秋田県医療労働組合連合会からの異議申出(写)
- (4) 中通病院労働組合からの異議申出(写)
- (5) 日本自治体労働組合連合秋田県本部からの異議申出(写)
- (6) 秋田県公務公共一般労働組合からの異議申出(写)
- (7) 秋田県高等学校教職員組合からの異議申出(写)
- (8) 秋田県地域一般労働組合からの異議申出(写)
- (9) 全日本建設交運一般労働組合秋田県本部からの異議申出(写)

6 議事内容

○杉本賃金調査員

ただ今から令和3年度第4回秋田地方最低賃金審議会を開催いたします。本日は、公益代表委員5名、労働者代表委員4名、使用者代表委員4名、合計13名の委員がご出席されました。最低賃金審議会令第5条第2項に定める委員の3分の2以上又は各側代表委員の3分の1以上の出席が得られましたので、本審議会は成立しましたことをご報告いたします。

なお欠席は労働者代表委員本堂委員、使用者代表委員佐藤宗樹委員でございます。

それではこれからの進行は、赤坂会長にお願いいたします。

○赤坂会長

議事に入る前に本日の議事録署名委員を指名いたします。議事録署名は秋田地方最低賃金審議会運営規程第7条第1項において、会長のほかに会長が指名した委員2名が行うこととなっております。本日は労働者代表後藤委員、使用者代表時田委員、2名の方をお願いをいたします。

本日審議する議題ですが、議題1「秋田県最低賃金の改正決定に係る異議等の申出の取扱いについて」、議題2「秋田県特定最低賃金に関する特別小委員会報告及び改正決定の諮問について」、議題3「その他」となっております。

それでは議題1の秋田県最低賃金の改正決定に係る異議等の申出の取扱いについての審議を行いません。

はじめに事務局から公示の結果を報告して下さい。

○鷲谷賃金室長

それでは異議申出の公示結果についてご報告いたします。概要を、机上配付させていただきます。

令和3年8月5日に開催されました第3回専門部会の終了後、本日配付しております資料1にあります公示文の写のとおり、同日付けで秋田地方最低賃金審議会の意見に関する公示を行いました。

この公示に対しまして、提出期限であります令和3年8月20日までに、合計9団体から異議申出が提出されました

それぞれの異議申出書につきましては、資料2(1)から(9)にその写を添付しております。提出のあった団体名をご紹介します。秋田県労働組合総連合、秋田県春闘共闘懇談会、秋田県医療労働組合連合会、中通病院労働組合、日本自治体労働組合連合秋田県本部、秋田県公務公共一般労働組合、秋田県高等学校教

職員組合、秋田県地域一般労働組合の9団体でございます。

9団体の内訳としましては、すべて労働者側からとなります。

異議の内容としましては、医療の立場や学校教育の立場などがありますが、異議申出の趣旨は、何れも同様でありますので、失礼とは存じますが、要約した机上配付のメモのとおり、3点に整理できるものと思われま。

(1) 残念ながら答申された金額では、ワーキング・プアを解消することはできません。ワーキング・プアの状態を解消するためにも、時間額822円のままで、最低賃金を決定することについては不服です。

(2) 今年の中央最低賃金審議会は全都道府県で引き上げ額を28円とする目安を示しました。最低賃金額は秋田822円、東京1,041円となり、東京との格差は2円解消されますが、依然219円の格差があり、合理的なものとは言えません。

都市部と地方で最低生計費に大きな開きがないのが現実で、賃金格差の解消・全国一律最低賃金制などを展望し、当地域の最低賃金を生計維持にふさわしい額に引き上げるとともに、地域間格差を是正してください。

(3) 地域経済の主役である中小企業・小規模事業者は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け業種によっては大きな打撃を受けています。コロナ問題以前からの原材料の高騰、変わらぬ低単価、売上低迷に悩み、消費税増税の負担や社会保険料の負担等に苦しんできました。

景気浮揚・最賃引き上げにあたって、公正取引の徹底、中小企業、小規模事業所の支援策の具体化は急務の課題であり、政府に対して有効な中小企業・小規模事業者への支援策をさらに強化・充実させることを強く求めてください。

異議申出の概要につきましては、以上でございますので、9件の異議申出についてご審議をお願いいたします。

○赤坂会長

ただ今事務局からご報告いただきましたとおり、異議の申出が提出されておりますので、これについて審議したいと思います。

申出書を見ますと、9件とも引上げ額が不十分であるという内容で、記載されている異議の項目においては、今要約していただきましたとおりで、ほぼ同じ内容であるかと思われま。そこで審議の方法ですが、これら9件の異議申出に対して一括して審議をしたいと思ひますけれども、いかがでしょうか。

○委員多数

異議なし。

○赤坂会長

それでは一括して審議をすることにしたいと思います。

各側代表委員には事前に異議申出書の写しをお渡しして、内容を検討していただいておりますので、各側から異議申出に対するご意見をお願いいたします。

順番ですが、使用者側代表委員、それから労働者側代表委員の順でお願いいたします。

○脇委員

使用者側の意見を申し上げます。

異議申出事項は要約すると次の三点であろうかと思えます。

1 時間額を30円引き上げ822円とすることについて不服である、2 賃金格差の解消・全国一律最低賃金制等を展望し、秋田県の最低賃金を生計維持に相応しい額に引き上げるとともに地域間格差を是正してほしい、3 中小零細企業支援策をさらに強化充実することを強く求めてほしいと要約されるかと思えます。

使用者側意見として、今年度は政府側からの平成28年から令和元年の3.0～3.1%引上げた時期に比べて今年度の状況に大きな差異はなく、最低賃金を当時と同程度引上げてマクロで見た際の雇用情勢に大きな影響を与えとまでは言えず、より早期に全国加重平均1,000円を目指したいとの見解を受け、中央最低賃金審議会では全国一律28円という目安を決定しました。

当県においては地域経済が活性化されることを期待し、当県の人口減少による地域経済の縮小が懸念される中であって若年者の流出に歯止めをかけ、労働力人口を確保していくためには目安にさらに上乗せした金額で改定すべきであるとの考え方に基づき、30円引き上げ出来上り822円との公益委員見解が採決の結果承認され答申しました。

使用者側としては一貫してコロナ禍における中小企業の窮状を考慮すれば最低賃金法で定められた労働者の生計費、労働者の賃金、通常の事業の賃金支払能力の三要素のうち、最後の通常の事業の賃金支払能力を最も重視して審議すべきと主張して現状維持の792円を提示した経緯にあります。

地域間格差は依然として存在してはいるものの、当県の実態を考慮した決定額が30円という金額は過去最大の上げ幅であり、影響率は18%を超える数字となり、今年度におけるこれ以上の引き上げは県内中小企業の事業の存続と雇用の維持に多大な影響を及ぼすものと考えております。

なお3番目の申出については使用者側委員としても同感でございます。

中小企業、小規模事業者の生産性向上等に対する政府の支援策は必要不可欠のもの判断されますので、活用しやすく実効あるものとなるようこれまで以上に

周知・活用促進に取り組まれるようお願いいたします。以上です。

○赤坂会長

ありがとうございました。それでは次に労働者側代表委員のご意見をお願いします。

○佐藤委員

労働者側意見を申し上げます。30円引き上げて822円とすることに不服であるとのことですが、これは中賃の地賃改定の目安に関する公益委員見解並びに秋田県最低賃金の改正決定についての諮問を踏まえて労使各側で提示した金額について審議を重ねた結果、最終的には労働者側より提示した目安プラス2円の金額について公益委員の皆様の見解が示されて結審した金額でございます。

822円という金額については暮らしの底上げ率とか格差是正という観点から見ても、また全国平均1,000円を目指すとした雇用戦略対話の合意に鑑みても十分な金額ではないと受け止めています。

しかしながら、最低賃金近傍で働く労働者の賃金を早期に改定すること、即ち10月1日発効を確保することを考慮すればさらなる上積を求めて結審を先延ばしにすることは適当ではないという判断から労働者側委員としては目安に2円上積した30円の引上げに賛成をいたします。

しかしながら、将来的には時給1,000円を目指すという思いに変わりはありません。822円というのは通過点であると受け止めております。コロナ禍の現状に鑑みて今年度30円という過去最大の引上げに賛成をするというかたちで意見を述べさせていただきます。

また賃金格差の解消については、ご異議の申立にもあるとおり公正取引の徹底を図り、いわゆる下請イジメを無くし、中小・小規模事業者が仕事に投下した資本、時間に見合う正当な利益を得られる取組を政府が強力に推進することが必要であると思っております。

加えて、今年度拡充された業務改善助成金制度や最低賃金総合相談支援センター等の相談窓口の広報強化による中小・小規模事業者への支援策の具体化・充実について、行政がさらにきめ細かい対応をしていくことが重要だと考えております。

この点についてはそれぞれの立場を超えてこれまで以上に真剣に取り組んでいく必要があると思っております。

マスクミの皆様におかれましても、もう少しこの制度に焦点を上げて取り上げていただければと考えてもおります。

こうした取組を推進していくことは中小・小規模事業者の経営改善と低廉な賃金で働く労働者の暮らしの底上げにつながり、加えてこうした取組の積み重ねが経済財政運営と改革の基本方針、日本再興戦略、政労使三者による雇用戦略対話の合意の早期実現に向けて必要不可欠であると認識をしております。

中小・小規模事業者への支援策の具体化・拡充について、今後も審議会において引き続き動向を把握・注視してまいりたいと存じます。

以上、ご異議の内容については理解できるところはあるものの、県内企業の経営状況を考慮しつつも秋田県の人口減少による地域経済の縮小は懸念される中にありまして若年者の流出に歯止めをかけ、労働力人口を確保していくためには目安に上乗せした金額で改正すべきとの公益委員見解を尊重したいと思っておりますので、答申の内容どおり決定していただきたいと存じます。

最後に、今年度の審議はコロナ禍という特殊な事情あり残念ながら全会一致とはなりませんでしたが、労使各側で真摯に議論した上での公益委員見解であり、労働者側委員としては県内外に強いメッセージを発信できたを受け止めてございます。

今年度の審議に関係された全ての皆様に敬意を表明し労働者側の意見とさせていただきます。以上です。

○赤坂会長

ありがとうございました。ただいま双方からご意見を伺いましたが、使用者側としてはこれまで現状維持を求めてきたところであり、これ以上の上乗せは企業の存続にも影響があることから答申以上にすることはできない。

労働者側としては、申出内容について理解できるところはあるものの、8月5日の答申については十分審議を尽くした結果であり、答申どおり決定することが適当であるとのことでした。結論としてはいずれも答申どおり決定することが適当であるということです。

したがって当審議会の結論としては、異議申出の内容については既に十分調査審議済みであり、8月5日付けの答申どおり決定することが適当であると思いたいと思います。

なお労使双方から中小企業・小規模事業者への支援策の強化・充実について政府に対して要望してほしいとのご意見がありました。

私としても公益委員見解で示しましたとおり、中小企業・小規模事業者への支援策の取組は必要であると考えますので、審議会の結論を局長あて報告する報告文の中には「中小企業・小規模事業者の生産性向上の支援や取引条件の改善の取組について、活用しやすく実効あるものとなるよう要望する」という内容を盛り

込んで報告文を作成したいと考えております。

報告文の内容については私に一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○委員多数

異議なし。

○赤坂会長

ありがとうございます。それではご意見を伺いましたので、異議申出に対する当審議会としての結論としたいと思います。

ここで局長からご発言があるようですので、よろしく願いいたします。

○甲斐労働局長

ただ今9件の異議申出に対して、8月5日付けの答申どおり決定することが適当であるとの結論をいただきました。

この結論に基づきまして、今年度の秋田県最低賃金の改定の手続きを進めてまいりたいと思います。

またご意見がございました中小企業・小規模事業者への支援策でございますが、この充実・強化につきましましては、お話にもございました業務改善助成金をはじめとします様々な助成制度、また働き方改革支援センターを通じた支援等についても引き続き周知を進めてまいりますとともに、またそういうことを含めまして厚生労働省にも伝えさせていただき、支援を強化していきたいと考えております。

今後につきましましては改定後の最低賃金の履行確保に向け、広く県民に対する周知・広報に努めて参りたいと存じますので、委員の皆様には、それぞれのお立場から今後ともご協力いただきますようお願い申し上げます。

○赤坂会長

ありがとうございました。次に議題2秋田県特定最低賃金に関する特別小委員会報告及び改正決定の諮問について審議を行ないます。

特別小委員会の委員長である臼木委員からご報告をお願いいたします。

○臼木委員長

特別小委員会の委員長を拝命した臼木でございます。特別小委員会の審議結果について代表してご報告をさせていただきたいと思っております。

特別小委員会は、本審議会からの付託を受けまして、本日午前10時から第1回

特別小委員会を開催しました。申出のあった4件の特定最低賃金につきまして、金額改正の必要性の有無について審議を行いました。

その結果申出のあった非鉄、電子部品、自動車製造、自動車小売の4件の特定最低賃金ともに、全会一致により、改正の必要性があるとの結論に達しましたので、ここにご報告をさせていただきます。

本審議会に対する報告文は事務局からお願いしたいと思います。私からの報告は以上です。

○赤坂会長

それでは事務局は報告文を読み上げてください。

○鷺谷賃金室長

報告文は机上に配付しておりますので、御覧願います。それでは、報告文を読み上げます。

令和3年8月23日

秋田地方最低賃金審議会

会長 赤坂 薫 殿

秋田地方最低賃金審議会

秋田県特定最低賃金に

関する特別小委員会

委員長 臼木 智昭

秋田県非鉄金属製錬・精製業最低賃金の改正決定の

必要性の有無について（報告）

当小委員会は、令和3年8月5日秋田地方最低賃金審議会において付託された標記について、関係資料等の検討を行い、慎重に審議を重ねた結果、秋田県非鉄金属製錬・精製業最低賃金について改正決定の必要性を認めるとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった特別小委員会の委員は下記のとおりである。

記

（公益代表委員）

臼木 智昭

長岐 和行

堀井 潤

（労働者代表委員）

井上 正克

後藤 正文

佐藤 伸幸

（使用者代表委員）

時田 祐司

堀江 重久

脇 正雄

以下は同じく改正決定の必要性を認めるとの報告でありますので、標題のみ読

み上げさせていただきます。

秋田県電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(報告)。

3枚目が秋田県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(報告)。

4枚目が最後でございますが、秋田県自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(報告)。以上です。

○赤坂会長

ただ今の特別小委員会からの報告について何かご質問等がありましたらお願いします。

特にないようですので、それでは諮問をされておりました4件の特定最低賃金については、改正の必要性ありとする特別小委員会の報告のとおり、労働局長に答申することとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○委員多数

異議なし。

○赤坂会長

それではそのようにいたします。

事務局は答申文案を配付し読み上げて下さい。

○鷲谷賃金室長

それでは答申文案を読み上げます。

(案)

令和3年8月23日

秋田労働局長

甲斐 三照 殿

秋田地方最低賃金審議会

会長 赤坂 薫

秋田県非鉄金属製錬・精製業最低賃金の改正決定

の必要性の有無について(答申)

当審議会は、令和3年8月5日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき

貴職から諮問のあった秋田県非鉄金属製錬・精製業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、改正決定の必要性を認めるとの結論に達したので答申する。

以下は同じく改正決定の必要性を認めるとの答申でありますので、表題のみ読み上げさせていただきます。

2 枚目が秋田県電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(答申)。

3 枚目が秋田県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(答申)。

4 枚目が最後でございますが、秋田県自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(答申)。以上です。

○赤坂会長

ただ今読み上げていただいた答申文(案)でよろしいでしょうか。

○委員多数

異議なし。

○赤坂会長

それでは労働局長に答申をいたします。

○杉本賃金調査員

報道機関の方は撮影しやすい場所に移動していただいて構いません。

【 局長に答申文を手渡す 】

○杉本賃金調査員

カメラ取りは一旦中断させていただきます。

それでは会長、引き続きよろしく願いいたします。

○赤坂会長

ただ今答申いたしました既設4件の特定最低賃金の改正決定について、諮問があるようですので、労働局長から発言をお願いいたします。

○甲斐労働局長

ただ今4件の特定最低賃金につきまして、改正の必要性を認めるという答申をいただいたところでございます。

この答申に基づきまして、4件の特定最低賃金改正に係る金額審議を改めてお願いしたく諮問をさせていただきたいと存じます。

委員の皆様には、ご多忙のこととは存じますが、調査審議の上、できる限り速やかにご答申いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○杉本賃金調査員

報道機関の方は撮影しやすい場所に移動していただいて構いません。

【 局長から会長へ諮問文を手交 】

○杉本賃金調査員

カメラ取りはここまでとさせていただきます。

それでは会長、引き続きよろしくお願いいたします。

○赤坂会長

それでは事務局から各委員に諮問文の写を配付して読み上げて下さい。

○鷲谷賃金室長

それでは諮問文を読み上げさせていただきます。

秋労発基0823第1号

令和3年8月23日

秋田地方最低賃金審議会

会長 赤坂 薫 殿

秋田労働局長

甲斐 三照

特定最低賃金の改正決定について(諮問)

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第2項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

秋田県非鉄金属製錬・精製業最低賃金(平成20年秋田労働局最低賃金公示第4号)

秋田県電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、その他の電気機

械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業最低賃金(平成20年秋田労働局最低賃金公示第3号)

秋田県自動車・同附属品製造業最低賃金(平成20年秋田労働局最低賃金公示第5号)

秋田県自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業最低賃金(平成20年秋田労働局最低賃金公示第2号)

以上でございます。

○赤坂会長

ただ今労働局長から既設4件の特定最低賃金の改正決定について調査審議を求められました。

今後それぞれ専門部会を設置して審議をお願いすることになりますが、事務局から各専門部会委員の推薦公示等、今後の予定について説明をして下さい。

○鷲谷賃金室長

それでは事務局から説明いたします。

ただ今労働局長から、令和3年度秋田県特定最低賃金の改正決定について諮問いたしましたので、本審議会として最低賃金法第25条第5項の規定により、関係労働者及び関係使用者から意見を聴くこととなります。このための公示を本日举行します。

また併せて各専門部会の委員を選任するための推薦公示も本日举行します。

公示の期間はいずれも9月6日までとします。

なお第1回の特定最低賃金専門部会は、例年どおり、合同で開催したいと考えております。開催日時については、事務局として、9月中旬から下旬頃を目途に開催したいと考えておりますが、今後選任されます各委員を含めて日程調整させていただいた上で決定したいと思っております。ご協力方よろしく願いいたします。

○赤坂会長

その他何かございますでしょうか。

○鷲谷賃金室長

事務局からは特にございません。

○赤坂会長

皆さんからほかに何かありませんか。

なければこれをもちまして本審議会を閉会いたします。大変お疲れ様でした。